

いじめの未然防止対策・早期発見と対応

〈いじめの未然防止対策〉

温かな学級づくり

- ・人間関係づくりの活動
- ・自尊感情の醸成

道徳教育の充実
体験活動の充実

- ・豊かな情操
- ・道徳心の育成
- ・規範意識の醸成
- ・情報モラルの育成

児童会の活動

- ・あいさつ運動
- ・いじめ防止月間
- ・いじめ防止標語の取組
- ・いじめ非行防止サミット参加

教育相談の整備

- ・個人面談体制
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・心の相談員の活用
- ・SSWの活用
- ・アンケート内容の見直し
- ・お悩みポスト

保護者・地域への啓発

- ・学校便り等での啓発
- ・HPでの啓発
- ・家庭内でのチェック
- ・地域からの情報

関係機関との連携

- ・家庭訪問相談員との連携
- ・福祉関係機関との連携
- ・警察との連携
- ・必要に応じて組織編成

教職員の資質向上

- ・いじめにかかわる研修
- ・体罰禁止の徹底

〈いじめの早期発見と対応〉

いじめの早期発見・学校いじめ防止プログラムの活用

- ・日常の観察 ※ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを
直ちに全て報告・相談する
- ・いじめアンケート ※児童・保護者から「重大事態が生じた」と申し立てがあつた時は、重大事態が発生したものとして報告
- ・個人面談
- ・保護者からの情報
- ・複数の教師の眼 調査に当たる

(同法第23条1項)

